

令和2年11月30日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 伊達 正信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第87号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第88号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、令和2年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 納入表の見直しは行わない。
- 2 賞与については、人事院勧告が引き下げとなったことを受け、職員の期末手当を令和2年12月は0.05月分引き下げ、令和3年度以降は6月と12月それぞれ1.275月分とする。また、三役及び議員の期末手当を令和2年12月は0.05月分引き下げ、令和3年度以降は6月と12月それぞれ1.675月分とする。
- 3 改定による影響額は、職員分は期末手当844万円と共済費383万円、三役分は期末手当13万円と共済費2万円、議員分は期末手当46万円程度の減額となる。

〔第87号議案〕

【意見】

(反対意見)

- ・人事院勧告を受けての賞与の引き下げではあるが、鳥インフルエンザ対応などの有事の際には、市職員は市民のために昼夜を問わず職務に従事しており、安易に職員の賞与に手を付けるべきではない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

〔第88号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。